

## 新城市における市町村運営有償運送（市町村福祉輸送）の承認について

### 1 新城市の状況

本市では、作手地区内において旧道路運送法第80条許可を受け、平成15年4月9日付け「愛運輸第8013号」により市町村福祉輸送を実施してきました。

平成18年の道路運送法一部改正により同法80条による許可制から同法79条による登録制へと変更となり、有効期間が設定されました。

平成26年10月1日以降の運行にあたっては、必要性等を地域公共交通会議において承認をいただき「愛運輸第1370号」登録証により平成29年9月30日まで運行して参ります。

平成29年10月1日以降の継続運行にあたって更新登録申請が必要であり、「地域公共交通会議で協議が調っていることを証する書類」を添付することとなっているため、今回の会議で市町村運営有償運送の必要性と旅客から収受する対価等についてご協議のうえ、この事業の継続承認をお願いするものです。

### 2 市町村運営有償運送の必要性

作手地区においては、Sバスの作手線と市町村運営による交通空白輸送「つくであしがる線」及び「守義線」の運行を行っていますが、タクシー事業者がなく、NPOによる有償運送も行われていない状況です。そのため、身体障害者や要介護認定者など、身体の状況によって公共交通機関を利用することに不安を感じられる方などの通院や買い物の外出の手段を確保するために市町村運営の市町村福祉輸送を行っています。

今後も作手地区において、公共交通機関の利用が難しい方々が、住み慣れた地域で安心して生活していただくために、この市町村運営有償運送の必要性は非常に高いものとなっています。

（なお新城地区にはタクシー会社があり、鳳来地区にはNPOの有償運送が1社ある状況です。）

### 3 市町村福祉輸送の概要

#### (1) 運送の区域

新城市内

（乗車場所又は到着場所のいずれかが新城市の区域内）

#### (2) 旅客から収受する対価

最初の1.5キロまでは350円、加算運賃1キロまで毎に50円

※一般乗用旅客自動車運送事業運賃（尾張・三河地区）

普通車 最初の1.2キロまでは600円

加算運賃255メートルまで毎に90円

(3) 利用対象者

福祉輸送を利用することができる者は、次のいずれかに該当する者のうち他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な者であって旅客名簿に記載されている者

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者
- (3) 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者
- (4) その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者

※平成29年3月31日現在、旅客名簿に記載されている者 56名  
うち、身体障害者14名、要介護認定者15名、要支援認定者27名  
※PRの方法と実施要綱の見直しを行います。

(4) 自動車の種類

セダン型 1台、車いす車 1台（内軽自動車2台）

スズキワゴンR 豊橋500き5151（セダン型）

スズキスペーシア改 豊橋580ほ2332（車いす車）

(5) 事業委託先

社会福祉法人 新城市社会福祉協議会

運行管理の責任者 1名（市社会福祉協議会 作手センター所属）

運転者 5名（市社会福祉協議会 作手センター所属）

※資料 平成28年度市町村運営有償運送実績